

議員提出第6号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年7月1日

提出者

議会運営委員会委員長 中島謙二

(別紙)

議員提出第6号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第86条第1項を次のように改める。

請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人の場合には、その所在地）及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）並びに請願を紹介する議員の氏名を記載しなければならない。

第86条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。